

♣ 墓地の購入

Q : 墓地を購入する場合、下記のようなケースでは、相続税法上の取扱いに差があるでしょうか？

- ① 被相続人が生前に墓地を購入し、代金の支払いも済ませた後死亡したケース
- ② 被相続人が生前に墓地を購入したが、代金未払いのまま死亡したケース
- ③ 相続人が相続財産で被相続人のために墓地を購入するケース

A : それぞれ次のような取扱いとなります。

【解説】

- ① 被相続人が生前に墓地を購入し、代金の支払いも済ませた後に死亡した場合は、被相続人の財産は、金銭が墓地にかわります。墓地は相続税法上、非課税ですから、代金相当額だけ相続税の課税価格が減ることとなります。
- ② 被相続人が墓地を購入したが、代金未払いという場合は、その未払い代金は債務として控除することはできません。これは、墓地が相続税の非課税財産であることから、これに対応する債務も債務控除できないとされているからです。したがって、この場合は、未払い部分を相続税の課税価格から控除することはできません。
- ③ 被相続人の死亡後に、相続財産の中から墓地を購入する場合は、その墓地購入費用は被相続人の債務ではありませんので、相続税の課税価格から控除することはできません。

